

議案第 7 号

調布市教育委員会表彰について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 0 日

提出者 調布市教育委員会  
教育長 栗原 健

提案理由

調布市教育委員会表彰規程第 5 条の規定により，児童・生徒等を表彰するため，提案するものであります。

## 調布市教育委員会表彰について

令和7年度調布市教育委員会表彰について、別紙のとおり提案する。

**令和7年度 調布市教育委員会表彰  
被表彰者（案） 案件内訳  
（令和8年調布市教育委員会第2回定例会提出）**

**令和7年度分 2件**

1 調布市立学校に在学する児童・生徒の表彰（第2条関係） 2件

(1) 第2号 有益な調査，研究をしたもの 1件

基準	件数
公的機関又はこれに準ずるものが主催又は後援する東京都規模以上の大会，審査会，選考会等において入賞（佳作入賞したものを除く。）したもの	1件 （個人1）

(2) 第3号 体育，芸能等の文化活動において，特に優秀な功績のあったもの 1件

基準	件数	内訳
(1) 全国大会又は関東大会もしくはこれらに準ずる大会・コンクール等に予選を経ずに出場した場合において第3位相当以上で入賞したもの又はこれに準ずるもの	1件 （団体1）	スポーツ 1件

1 調布市立学校に在学する児童・生徒の表彰(第2条関係) 2件

(1) 有益な調査, 研究をしたもの(第2号関係) 1件

No	該当規程	基準	学校	学年	個人・団体名	功績 (【 】…参考)
1	第2条 第2号		富士見台小 学校	5年	やまはた 山端 さくら	第24回ドコモ未来ミュージアム 小学校5～6年生の部 デジタル絵画部門 ドコモ未来大賞ゴールド 【主催:株式会社NTTドコモ】 【後援:文部科学省他】

(2) 体育, 芸能等の文化活動において, 特に優秀な功績のあったもの(第3号関係) 1件

ア 全国大会又は関東大会もしくはこれらに準ずる大会・コンクール等に予選を経ず出場した場合において第3位相当以上で入賞したもの又はこれに準ずるもの(第2項関係) 1件

No	該当規程	基準	学校	学年	個人・団体名	功績 (【 】…参考)
1	第2条 第3号	(2)	上ノ原小 学校	団体	うえのはら 上ノ原ネクサス	第14回全国小学生 & 中高生ネオホッケー大会 小学生高学年混成の部 第3位 【主催:(一社)日本フロアボール連盟】 【後援:川崎市】

## ○調布市教育委員会表彰規程

昭和55年2月8日教育委員会訓令第1号

## 改正

平成11年11月26日教委訓令第8号

平成22年6月25日教委訓令第3号

## 調布市教育委員会表彰規程

調布市教育委員会表彰規程（昭和39年調布市教育委員会規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規程は、調布市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著な者及び他の模範とするに足る成績又は行為のあった者を表彰するために必要な事項を定めるものとする。

（児童・生徒の表彰）

**第2条** 調布市教育委員会（以下「委員会」という。）は、調布市立学校（以下「学校」という。）に在学する児童又は生徒で、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- （1）教育上特に推賞に価する善行のあったもの
- （2）有益な調査、研究をしたもの
- （3）体育、芸能等の文化活動において、特に優秀な功績のあったもの
- （4）前3号に掲げるもののほか、委員会が表彰することを適当であると認める成績又は行為のあったもの

（学校等の表彰）

**第3条** 委員会は、学校又は学校に勤務する教職員で、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- （1）学習指導、生活指導、特別活動、健康教育及び共同研究において顕著な成果が認められたもの
- （2）前号に掲げるもののほか、委員会が表彰することを適当であると認める成果があったもの

（個人・団体の表彰）

**第4条** 委員会は、前2条に規定するものを除くほか、市内に在住又は勤務する者及び市内に所在する団体で、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- （1）教育、文化、学術の発展に貢献し、特に功績があったもの
- （2）社会教育、社会体育その他文化活動において、特に優秀な成績をあげたもの
- （3）前2号に掲げるもののほか、委員会が表彰することを適当であると認める業績又は行為のあったもの

(表彰の方法)

**第5条** 表彰は、委員会事務局各課（室を含む。）、学校その他教育機関の長が推薦し、委員会の議を経て適当と認めたものに、表彰状を授与する方法により行う。

(表彰の時期)

**第6条** 表彰は、必要に応じ随時行う。

(記念品の贈呈)

**第7条** 第5条に規定するもののほか、委員会が適当と認めたときは、記念品を贈呈することができる。

#### 附 則

この訓令は、昭和55年2月9日から施行する。

#### 附 則（平成11年11月26日教委訓令第8号）

この訓令は、平成11年12月1日から施行する。

#### 附 則（平成22年6月25日教委訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

**調布市教育委員会表彰 児童・生徒表彰基準**

平成23年11月 7日制定  
 平成25年12月27日改正  
 平成30年10月 1日改正  
 令和 3年10月 1日改正  
 令和 6年10月 1日改正

**1 目的**

調布市教育委員会表彰規程(以下「規程」という。)第1条に規定する趣旨を踏まえ、規程第2条「児童・生徒の表彰」について具体的な基準を定めることにより、被表彰者の推薦及び決定に資することを目的とする。

**2 表彰の対象**

- (1) 対象者  
調布市立学校に在学する児童・生徒又はそれらで構成された組及び団体。
- (2) 対象となる活動  
児童・生徒の善行及び優れた活動を対象とするが、教育課程に位置付けられた時間の活動で、参加を義務付けられている活動を除く。  
ただし、教育課程に位置付けられた活動の発展として、教育課程以外の時間に行った善行や優れた活動は対象とする。
- (3) 期間  
原則として、当該年度の4月1日から3月31日までとし、表彰式は当該年度内に実施する。

**3 表彰基準**

規程条項	条文	表彰基準	
第2条関係 (児童・生徒の表彰)	第1号	教育上特に推賞に価する善行のあったもの	(1) 人命救助、初期消火活動等、その行為がなかった場合、明らかに大きな事故につながると考えられる行為を行ったもの  ※ 自らの安全を確保した上での発達段階に即した適切な行動であること。  (2) 環境美化活動、障害者・高齢者等に対する福祉活動、伝統文化の継承、子ども会等の地域活動を、原則として3年間、毎月1回以上行ったもの  (3) 朝や放課後の時間を活用した読書活動・飼育活動・栽培活動・体力を高める活動等を、原則として3年間、主体的・継続的に行ったもの
	第2号	有益な調査、研究をしたもの	公的機関又はこれに準ずるものが主催又は後援する東京都規模以上の大会、審査会、選考会等において入賞(佳作入賞したものを除く。)したもの
	第3号	体育、芸能等の文化活動において、特に優秀な功績のあったもの	(1) 全国大会又は関東大会もしくはこれらに準ずる大会・コンクール等に東京都・関東代表として出場したもの又は東京都大会以上の予選を経て出場したもの  (2) 全国大会又は関東大会もしくはこれらに準ずる大会・コンクール等に予選を経ず出場した場合において第3位相当以上で入賞したもの又はこれに準ずるもの  (3) 東京都大会又はこれに準ずる大会・コンクール等において第3位相当以上で入賞したもの又はこれに準ずるもの  ※ 大会・コンクール等は、公的機関又はこれに準ずるものが主催又は後援するものであること。  ※ 上位の大会・コンクール等へ出場する場合には、その結果が出た後に表彰する。
	第4号	前3号に掲げるもののほか、委員会が表彰することを適当であると認める成績又は行為のあったもの	具体的事実が生じたときに協議する。